

第10号議案

京都府立学校の管理運営に関する規則及び京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月11日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、引用している条文が変更されるため、所要の改正を行うものである。

京 都 府 立 学 校 の 管 理 運 営 に 関 す る 規 則 及 び
京 都 府 立 学 校 に お け る 学 校 運 営 協 議 会 の 設 置
等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ
に 公 布 す る 。

令 和 2 年 ● 月 ● 日

京 都 府 教 育 委 員 会

教 育 長 橋 本 幸 三

京 都 府 教 育 委 員 会 規 則 第 ● 号

京 都 府 立 学 校 の 管 理 運 営 に 関 す る 規 則
及 び 京 都 府 立 学 校 に お け る 学 校 運 営 協
議 会 の 設 置 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改
正 す る 規 則

(京 都 府 立 学 校 の 管 理 運 営 に 関 す る 規 則 の 一
部 改 正)

第 1 条 京 都 府 立 学 校 の 管 理 運 営 に 関 す る 規
則 (昭 和 62年 京 都 府 教 育 委 員 会 規 則 第 8 号
) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 27条 の 3 中 「 第 47条 の 6 第 1 項 」 を 「
第 47条 の 5 第 1 項 」 に 改 め る 。

(京 都 府 立 学 校 に お け る 学 校 運 営 協 議 会 の 設

置等に関する規則の一部改正)

第2条 京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成31年京都府教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第6条第2項第3号中「第47条の6第2項第3号」を「第47条の5第2項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都市教育委員会規則第8号）新旧対照表

現 行	改正案	備 考
(学校運営協議会) 第27条の3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6第1項に規定する学校運営協議会を設置する学校の校長は、その円滑な運営に努めるものとする。	(学校運営協議会) 第27条の3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を設置する学校の校長は、その円滑な運営に努めるものとする。	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う、引用条文の条ズレ ※「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴うもの
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第四節 学校運営協議会 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。 2～10 略 ※上記条文は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正後のもの（令和2年4月1日時点）		

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年京都府教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改正案	備 考
(趣旨) 第1条 この規則は、京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)<u>第47条</u>の6第1項に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等について、必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第6条 協議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 当該対象学校の所在する地域の住民 (2) 当該対象学校に在籍する生徒等の保護者 (3) 法第47条の6第2項第3号に規定する活動を行う者 (4) 当該対象学校の校長 (5) 学識経験者 (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 3 教育委員会は、委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)<u>第47条</u>の5第1項に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等について、必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第6条 協議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 当該対象学校の所在する地域の住民 (2) 当該対象学校に在籍する生徒等の保護者 (3) 法第47条の5第2項第3号に規定する活動を行う者 (4) 当該対象学校の校長 (5) 学識経験者 (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 3 教育委員会は、委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う、引用条文の条ズレ ※「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴うもの

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3～10 略

※上記条文は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正後のもの（令和2年4月1日時点）